

令和 6 年度

東北自動車道
小坂地区のり面補強工事

特記仕様書

令和 6 年 1 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
青森管理事務所

目 次

		頁
1.	工事概要	1
2.	適用する共通仕様書	1
3.	主任補助監督員の権限	1
4.	間接工事費の変更	2
5.	材料調達に伴う変更	3
6.	配置技術者について	4
7.	工事用地等に関する事項	4
8.	自工区外盛土場に関する事項	4
9.	関連施設その他との関係	5
10.	作業日及び作業期間に関する事項	6
11.	関連工事に関する事項	9
12.	工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	10
13.	工事用道路に関する事項	11
14.	貸与品に関する事項	12
15.	残存物件に関する事項	12
16.	保安に関する事項	13
17.	環境保全に関する事項	15
18.	再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	15
19.	現場環境改善に関する事項	17
20.	工事用プレートに関する事項	17
21.	道路構造物点検の実施	18
22.	三者協議会に関する事項	18
23.	設計変更ガイドラインの活用について	19
24.	工事変更等検討会の設置について	19
25.	保険の付保及び事故の補償	19
26.	工事細部に関する事項	19
27.	補足事項	42

添付資料

様式－1	間接工事費計画書の提出について
様式－2	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－3	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－4	材料調達変更計画書の提出について
様式－5	材料調達実績報告書の提出について
様式－6	不動産貸付申請書
様式－7	取得報告書
様式－8	工事費構成内訳書
様式－9	工程表
様式－10	工事履行報告
様式－11	残存物件引渡書
様式－12	再生資材供給可能量の照会について
様式－13	再生資材供給可能量報告書
様式－14	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－15	工事記録情報 完了届
別添－1	東北自動車道 小坂地区のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
管理様式－1	鋼管杭基礎調書 鋼管杭基礎搬入時の検査報告書
管理様式－2	支柱・銅縁の外観、形状寸法測定の現場報告書
出来形様式－1	鋼管杭基礎調書
出来形様式－2	鋼管杭基礎根入れ調書
出来形様式－3	支柱据付調書

1. 工事概要

1-1 工事名	東北自動車道小坂地区のり面補強工事	
1-2 道路名	東北自動車道	
1-3 工事箇所	(自) 秋田県鹿角市十和田（十和田 I C KP 602.6） 緯度 $40^{\circ} 15' 20''$ 経度 $140^{\circ} 45' 60''$ (至) 青森県平川市碇ヶ関（碇ヶ関 I C KP 630.7） 緯度 $40^{\circ} 28' 00''$ 経度 $140^{\circ} 38' 10''$	
1-4 施工内容	コンクリート吹付工	約 690 m^2
	切土補強土工	約 640 本
	グラウンドアンカー工	約 80 本
	水抜きボーリング工	約 180 m
	用排水溝	約 100 m
	立入防止柵工	約 520 m
	簡易舗装工	約 4, 600 m^2
	のり面検査路工	約 340 m
	のり面堆積物撤去工	約 660 m^3

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-5.4 「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、本特記仕様書の 1-3 「工事箇所」及び 1-4 「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

【一般交通影響あり（1）】

- ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台／日以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合は含まない）
- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。

3. 主任補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。

章	項目	内容
1-6.0	工事看板の設置	看板設置の承諾

4. 間接工事費の変更

4-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点での設計変更する試行工事である。

（1）営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

（2）労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

（3）上記（1）（2）に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

4-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

4-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

4-4 間接工事費の増加費用の協議

（1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

（2）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（3）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

4-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

4－6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

4－7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

4－8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5. 材料調達に伴う変更

5－1 対象となる資材等

仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
H鋼基礎（A種）	W=300 L=5000	秋田県秋田市

5－2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

6. 配置技術者について

6-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

6-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

東北自動車道 安代I Cから青森I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

7. 工事用地等に関する事項

7-1 工事用地等の確保

契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期（用地の確保が完了する時期）は下表のとおりである。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

所在地	面積	使用可能期間	備考
小坂町小坂円川原2-1、 14-1	約42,000m ²	令和7年6月中旬～ 令和9年7月中旬	設計図書 位置図(2)
小坂町小坂円川原1-1、 2-2、2-7、2-23	約7,000m ²	令和7年6月中旬～ 令和9年7月中旬	設計図書 位置図(2)

7-2 敷地の使用

共通仕様書1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
十和田I C第2プラザ内	約100m ²	工事用資材置場	工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、青森管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-6）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を青森管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償（76円/月・m²）とする。

8. 自工区外盛土場に関する事項

8-1 自工区外盛土場

8-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、その名称及び土取可能量は、下表のとおりとする。

番号	名称	当該工事盛土可能量	摘要
1	自工区外盛土場	約660m ³	(上り) のり面の堆積土

8－1－2 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

8－1－3 補償費等

位置図に示す番号1の自工区外盛土場及び重機進入路の土地の補償費等は無償とする。

8－1－4 完了確認

受注者は盛土が完了後、監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

8－1－5 盛土場の変更

盛土箇所を変更する必要が生じ、監督員が必要と認めてこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

9. 関連施設その他との関係

共通仕様書1－10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	摘要
小坂PA～円川原橋	町道 細越新遠部線	秋田県 小坂町	上り線（1工区）
小坂PA～円川原橋	林道 烏帽子道路		下り線（2工区）

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
東北自動車道 十和田IC～碇ヶ関IC	秋田県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
町道 細越新遠部線	秋田県鹿角警察署	
林道 烏帽子道路	秋田県鹿角警察署	

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
町道 細越新遠部線	鳥帽子山線	東北電力(株)	上り線（1工区）
林道 烏帽子道路			下り線（2工区）

(4) その他

受注者は、上記以外の本工事に関する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

10. 作業日及び作業期間に関する事項

10-1 作業抑制期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	区間	摘要
令和7年 4月25日～令和7年 5月 6日	十和田IC～碇ヶ関IC	R7 ゴールデンウィーク
令和7年 8月 7日～令和7年 8月17日	十和田IC～碇ヶ関IC	R7 夏期混雑期
令和8年 4月25日～令和8年 5月 6日	十和田IC～碇ヶ関IC	R8 ゴールデンウィーク
令和8年 8月 6日～令和8年 8月16日	十和田IC～碇ヶ関IC	R8 夏期混雑期
令和9年 4月28日～令和9年 5月 9日	十和田IC～碇ヶ関IC	R9 ゴールデンウィーク
令和9年 8月 5日～令和9年 8月18日	十和田IC～碇ヶ関IC	R9 夏期混雑期

10-2 冬期休止期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、11月16日から翌年3月31日までの期間は冬期休止期間として、現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

10-3 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1) 東北自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	摘要
下り線	小坂IC～碇ヶ関IC	7：00～18：00	2工区
下り線	十和田IC～小坂IC	昼夜連続規制の場合 規制初日 7：00～ 規制最終日 18：00	3工区

10-4 一般道の通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において通行止めを予定している。また、通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め可能時間帯	摘要
町道 細越新遠部線	令和7年10月中旬～	1	終日	簡易舗装工の施工
林道 烏帽子道路	令和7年11月上旬			

10-5 週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事（発注者指定方式）」である。

10-5-1 定義

(1) 「週休2日」とは、対象期間

において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。

①共通仕様書1-13「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間

②共通仕様書1-35「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間

③工事製作のみを実施している期間

④冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間

(3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%以上（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

10-5-2 履行確認（週休2日確保の確認方法）

(1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。

(2) 受注者は、工事完了後に週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式-7）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。

(3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認するものとする。

(4) 履行確認の結果、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額を減額変更するものとする。

10-5-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後

10-6 週休2日工事に要する費用

10-6-1 補正対象項目及び補正方法

見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、週休2日に係る費用が含まれていないものについては、NEXCOの土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき補正額を算出するものとする。

また、週休2日の確保を本特記仕様書10-5-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）

（2）による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXCOの土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」により減額費用を算出するものとする。

10-6-2 支 払

週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.1. 関連工事に関する事項

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定期	施行主体	受注者等名
保全工事業務等の実施に関する年度協定 道路保全工事業務	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和10年3月	東日本高速道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 道路詳細点検業務 施設保全工事業務 施設保全管理業務	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和10年3月	東日本高速道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 通信施設保全工事業務 通信施設保全管理業務	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和10年3月	東日本高速道路(株)	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
東北自動車道 松木沢耐震補強工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和9年2月	東日本高速道路(株)	ピース・コンストラクション(株)
東北自動車道 天狗橋耐震補強工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和9年1月	東日本高速道路(株)	ショーボンド建設(株)・JFEエンジニアリング(株)共同企業体
東北自動車道 青森管内トンネル補強工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和7年12月	東日本高速道路(株)	(株)佐々木建設工業
東北自動車道 R5大鰐弘前～青森間橋梁補修工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和7年9月	東日本高速道路(株)	(株)今重興産
東北自動車道 R6青森管内舗装補修工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和8年2月	東日本高速道路(株)	(株)佐藤渡辺
東北自動車道 孫内川橋塗装塗替工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和8年3月	東日本高速道路(株)	(株)ソトムラ
東北自動車道 R6青森管内橋梁補修工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和8年3月	東日本高速道路(株)	田中建設(株)
東北自動車道 田山橋床版取替工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和8年2月	東日本高速道路(株)	ピース・コンストラクション(株)
東北自動車道 苗代沢橋耐震補強工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和11年2月	東日本高速道路(株)	ピース・コンストラクション(株)

東北自動車道 八幡平橋補修工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和8年4月	東日本高速道路(株)	T S U C H I Y A(株)
東北自動車道 路側無線設備工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和7年10月	東日本高速道路(株)	(株)関電工
秋田自動車道 可変式道路情報板設備 更新工事	工事区間の重複 交通規制調整等	令和7年4月 ～令和7年9月	東日本高速道路(株)	コイト電工(株)
東北自動車道 寺の沢橋床版取替工事	工事区間の重複 交通規制調整等	未定	東日本高速道路(株)	未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に青森管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

1 2. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項

1 2 - 1 工事費構成内訳書及び工程表

1 2 - 1 - 1 工事費構成内訳書

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」（以下「内訳書」という。）は様式-8のとおりとする。

内訳書は共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表と合わせて提出するものとする。ただし、内訳書の提出は当初契約締結時のみとし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 2 - 1 - 2 工程表

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表は様式-9のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
◎ 1 工区（上り線）	
交通安全施設工	防護柵、立入防止柵
簡易舗装工	簡易舗装工
のり面検査路工	手摺工
のり面補修工	のり面堆積物撤去工、用排水溝、集水ます補修工、構造物等取壊し工、立木伐採工
雑工	上記以外
◎ 2 工区（下り線）	
のり面補修工	コンクリート吹付工、切土補強土工、用排水溝、ふとんかご工

交通安全施設工	立入防止柵、立入防止柵撤去工
交通規制工	交通規制工、交通保安要員
のり面検査路工	手摺工、階段工
簡易舗装工	簡易舗装工
雑工	上記以外
◎ 3 工区（下り線）	
グラウンドアンカー工	グラウンドアンカー工A、B、C、D、E、荷重計設置工
水抜きボーリング工	水抜きボーリング工
交通規制工	交通規制工、交通保安要員
雑工	上記以外

1 2 - 2 履行報告

共通仕様書 1 - 1 9 - 2 「履行報告」に規定する履行報告は様式-1 0 及び本特記仕様書 1 2 - 1 - 2 「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3 . 工事用道路に関する事項

1 3 - 1 既設道路の改良

受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、既設道路の改良が完了後監督員に通知し、確認を受けるものとする。

これらの改良に要する費用は関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

番号	主な改良内容	借地	復旧方法
1	約 7 0 0 m 区間の簡易舗装工	無償	存置
2	約 8 2 5 m 区間の簡易舗装工	無償	存置

1 3 - 2 工事用道路の使用条件

上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである。

番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間
1	町道 細越新遠部線	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	可
2	林道 烏帽子道路	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	可

1 3 – 3 工事用道路の指定

共通仕様書 1 – 2 2 – 1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名	巾員	延長	路面	用地	使用開始予定時期	備考
1	町道 細越新遠部線	3 m	700 m	砂利	無償	令和8年4月	
2	林道 烏帽子道路	3 m	825 m	砂利	無償	令和8年4月	

1 3 – 4 工事用道路の維持・補修

本特記仕様書 1 3 – 3 「工事用道路の指定」に示す番号 1 及び 2 の散水・清掃等の維持及び補修は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 貸与品に関する事項

1 4 – 1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	2 台	青森管理事務所 必要都度	工事期間中
交通規制標識類	高速道路等の交通規制に必要な数量	1 式		

1 5. 残存物件に関する事項

1 5 – 1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件引渡書（様式－1 1）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	規格等	数量	単位	引渡場所
立入防止柵	B 1	約 140	m	2 工区
落石防護網		約 510	m ²	3 工区
既設アンカ一頭部		約 0.1	t	3 工区

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

15-2 残存物件の売却処分について

本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

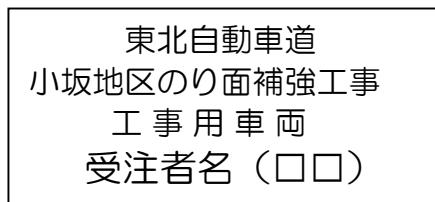
16. 保安に関する事項

16-1 工事用車両の区別

共通仕様書1-25-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

16-2 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

16-3 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、後片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 6 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 6 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 6 - 6 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 6 - 7 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 6 - 8 保安に関する費用

本特記仕様書1 6 - 1 「工事用車両の区別」、2 「標識等の設置」、3 「現場内の安全整備」、4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、5 「飛散防止対策」、6 「工事に使用する移動用発電設備等について」、7 「交通規制内の作業員の安全対策」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

17-2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

17-3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

17-4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

17-5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

18-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
簡易舗装工	再生クラッシャーラン	約 4 6 0 m ³	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-12)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

1) 再生骨材にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内の再資源化施設とする。

2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-13)し、その指示に従うものとする。

18-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
コンクリート塊 (有筋)	614.8KP付近 (上下線)	構造物等取壊し工	約7m ³	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊 (無筋)	614.8KP付近 (上下線) 609.9KP付近 (下り線)	構造物等取壊し工 立入防止柵撤去工 既設アンカー頭部	約20m ³	再資源化施設へ搬入
廃プラスチック類	614.8KP付近 (下り線)	ふとんかご工 (既設大型土のう)	約40kg	再資源化施設へ搬入
	614.8KP付近 (上り線)	仮排水管 A・B	約1200kg	再資源化施設へ搬入
建設汚泥	609.9KP付近 (下り線)	グラウンドアンカー工 水抜きボーリング工	未定	最終処分

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	東北ビル管財(株) TBKリサイクルセンター	秋田県大館市 芦田子字手代 袋1-4	受入曜日：土曜日、日曜日及び祝祭 以外の曜日 受入時間：8:00～16:30 条件：制限なし
コンクリート塊 (無筋)	東北ビル管財(株) TBKリサイクルセンター	秋田県大館市 芦田子字手代 袋1-4	受入曜日：土曜日、日曜日及び祝祭 以外の曜日 受入時間：8:00～16:30 条件：制限なし
廃プラスチック類	東北ビル管財(株) TBKリサイクルセンター	秋田県大館市 芦田子字手代 袋1-4	受入曜日：土曜日、日曜日及び祝祭 以外の曜日 受入時間：8:00～16:30 条件：制限なし

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

18-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用（ただし建設汚泥の処理に要する費用は除く）は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

19. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	昇降設備の充実
現場環境改善 (営繕関係)	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 現場休憩所の快適化
現場環境改善 (安全関係)	盜難防止対策（警報機等）
地域連携	社会貢献

20. 工事用プレートに関する事項

(1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（E T C）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 十和田IC～碇ヶ関IC間	・生コンクリート、骨材（碎石・砂）、廃材処理 ・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車

(2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況記録簿等（様式-14）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。

(3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。

(4) (1)に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

2 1. 道路構造物点検の実施

2 1 - 1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1 - 1 7 - 3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和6年4月）」（以下「点検要領」という。）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、土工構造物とする。

2 1 - 2 点検手法

点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。

なお、のり面については、のり面の整形時又はのり面対策工の施工前に目視による外観検査を行うものとする。

2 1 - 3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

2 1 - 4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 1 - 5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 2 1 - 1 「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 2. 三者協議会に関する事項

2 2 - 1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

1) 小坂地区のり面対策設計に関する事項

22-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添一に示す「東北自動車道 小坂地区のり面補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

22-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要な都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

22-4 三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用期限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

23. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和6年7月 東日本高速道路株）」を参考すること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

24. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

25. 保険の付保及び事故の補償

保険の付保については、共通仕様書1-5.5-1「保険の付保」によらず、下記のとおりとする。契約書第5.7条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額1億円以上）は付保しなければならない。

26. 工事細部に関する事項

26-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下を追加する。

- (1) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

2 6 - 2 コンクリート吹付工

2 6 - 2 - 1 材料

共通仕様書4-13-2「材料」に次の内容を追加する。

アンカーボルトの品質基準は、設計図書に示すものとする。

2 6 - 2 - 2 施工

共通仕様書4-13-3「施工」に次の内容を追加する。

アンカーボルトの品質基準は、設計図書に示すものとする。

2 6 - 3 ふとんかご工

2 6 - 3 - 1 施工

共通仕様書4-22-3「施工」に次の内容を追加する。

既設大型土のうの中詰土は、ふとんかご工の裏込め材として使用するものとし、不足分については1工区のり面堆積土砂を使用すること。また、空袋処分については、本特記仕様書18-2「建設副産物の処理方法」に基づき行うものとする。

2 6 - 3 - 2 支払

ふとんかご工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うふとんかごの組立、据付け、中詰用栗石、連結用鉄線、止めぐい、裏込め、既設大型土のうの空袋処分、1工区からのり面堆積土砂の運搬等ふとんかごの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
4 - (19) ふとんかご工	
1.2m・0.5m・2.0m・13cm	枚
1.2m・0.5m・3.0m・13cm	枚
1.2m・0.5m・4.0m・13cm	枚

2 6 - 4 切土補強土工

2 6 - 4 - 1 定義

共通仕様書4-23-1「定義」に次の内容を追加する。

単価表の項目	施工機械	孔壁状況	摘要
D19・L=6.0m	ボーリングマシン(軽量型) 削孔径：φ65mm	自立する	
D25・L=5.5m			
D25・L=6.5m			

(注) Dは補強材の呼び径、Lは補強材の長さを示す。

2 6 - 4 - 2 施工

共通仕様書4-23-3「施工」に次の内容を追加する。

- 施工後孔壁が自立しない場合は、施工方法の変更と費用について、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- 2) 軽量受圧板は切土補強土工の施工と同時に設置するものとし、設置にあたっては切土補強土工の定着に支障のないように注意して行うものとする。

26-4-3 支払

共通仕様書4-23-5「支払」に次の内容を追加する。

切土補強土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面地山の削孔、注入材の注入、補強材の挿入、軽量受圧板の設置、補強材の頭部処理など切土補強土工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4-(20)	切土補強土工	
	D19・L=6.0m	本
	D25・L=5.5m	本
	D25・L=6.5m	本

26-5 グラウンドアンカー工

26-5-1 定義

共通仕様書4-24-1「定義」に次の内容を追加する。

グラウンドアンカー工とは、斜面安定を目的に地すべりや切土のり面の崩落対策などに施工するグラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板の設置、緊張定着、頭部処理及びグラウンドアンカー用荷重計の設置を行うものをいう。

26-5-2 種別

共通仕様書4-24-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	施工機械
グラウンドアンカー A (L=12.5m)	グラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板設置、緊張定着、頭部処理を行うもの。	クローラー型
グラウンドアンカー B (L=12.5m)	グラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板設置、緊張定着、頭部処理を行うもの。	スキッド型
グラウンドアンカー C (L=13.0m)	グラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板設置、緊張定着、頭部処理を行うもの。	スキッド型
グラウンドアンカー D (L=13.5m)	グラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板設置、緊張定着、頭部処理を行うもの。	スキッド型
グラウンドアンカー E (L=14.0m)	グラウンドアンカーの地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板設置、緊張定着、頭部処理を行うもの。	スキッド型

荷重計設置工 400KN	グラウンドアンカ一定着後の荷重管理に用いる 荷重計の設置	
--------------	---------------------------------	--

(注) Lは、アンカー長を示す。

26-5-3 材料

共通仕様書4-24-3「材料」に次の内容を追加する。

(3) 受圧板の材料は、設計図書に示すものとする。

26-5-4 支払

共通仕様書4-24-6「支払」(1)の項目によらず、下記のとおりとする。

(1) グラウンドアンカーの支払は、前項に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウト材の注入、受圧板の設置、緊張定着、頭部処理などグラウンドアンカーの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

なお、建設汚泥の最終処分場への運搬費・処理費については別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	検測の単位
4-(21) グラウンドアンカー工	
グラウンドアンカー A (L=12.5m)	本
グラウンドアンカー B (L=12.5m)	本
グラウンドアンカー C (L=13.0m)	本
グラウンドアンカー D (L=13.5m)	本
グラウンドアンカー E (L=14.0m)	本
荷重計設置工 400KN	個

26-6 水抜きボーリング工

26-6-1 種別

共通仕様書4-26「水抜きボーリング工」の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
水抜きボーリング工 A	のり面において、Φ90mmにて削孔を行い、Φ40mmの保孔管を挿入し、排水溝までの流末処理をするもの。

26-6-2 材料

共通仕様書4-26-2「材料」の項目に下記を追加する。

流末処理の材料は、設計図書に示すものとする。

26-6-3 施工

共通仕様書4-26-3「施工」の項目に下記を追加する。

- (1) 水抜きボーリング工の施工に先立ち、事前に湧水箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- (2) 削孔にあたっては、できるだけ孔曲がりを起こさないよう施工し、転石、岩石等の影響により削孔が不可能となった場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。
- (3) 削孔対象土質は、粘性土・砂質土・砂礫とし、それ以外については別途監督員と協議することとする。

26-6-4 支払

共通仕様書4-26-5「支払」の項目によらず、下記のとおりとする。

水抜きボーリング工の支払いは、前項の規定に従って検測された水抜きボーリング工の数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う水抜きボーリング工の削孔、保孔管の挿入、流末処理等水抜きボーリング工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
4-(23) 水抜きボーリング工 A	m

26-7 用排水構造物工

26-7-1 施工

共通仕様書5-4-2「施工」に次の内容を追加する。

(5) 用排水溝の種別

用排水溝の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	設計図書に示す記号	摘要
P u L・0.30・0.30	D s-P u L・0.30・0.30	盛土のり尻排水溝
P u L・0.45・0.45	D s-P u L・0.45・0.45	側道排水溝
K(1)-P u L・0.45・0.45(10)	D s-K(1)-P u L・0.45・0.45(10)	盛土小段排水溝
K(1)-Bf・0.30・0.20(10)	D s-K(1)-Bf・0.30・0.20(10)	盛土小段排水溝
D v-P u・0.30・0.30(10)	D v-P u・0.30・0.30(10)	盛土タテ排水溝
D v-P u・0.60・0.60(10)	D v-P u・0.60・0.60(10)	盛土タテ排水溝

26-7-2 支 払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
5-(1) 用排水溝	
P u L・0.30・0.30	m
P u L・0.45・0.45	m
K(1)-P u L・0.45・0.45(10)	m
K(1)-Bf・0.30・0.20(10)	m
D v-P u・0.30・0.30(10)	m
D v-P u・0.60・0.60(10)	m

(注) (10) は張コンクリート厚(cm) を示す。

2 6 - 8 立入防止柵工

2 6 - 8 - 1 定義

立入防止柵工とは、立入防止柵工の材料、溶融亜鉛めっき等の防錆処理、運搬、基礎工及び設置を行うことをいう。

2 6 - 8 - 2 種別

立入防止柵の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	基礎区分
立入防止柵	
急傾斜型	鋼管くい基礎 (L=1,500mm)
一般型積雪地用S3(3)	鋼管くい基礎 (L=1,500mm)
立入防止柵の出入口	
一般型積雪地用S3(3)	鋼管くい基礎 (L=1,500mm)

2 6 - 8 - 3 材料

立入防止柵工に使用する材料は、交通安全施設・交通管理施設標準図集及び設計図書に示す規格に適合するものとする。

2 6 - 8 - 4 防錆処理

立入防止柵工に使用する材料は、交通安全施設・交通管理施設標準図集及び設計図書に示す規格に適合するものとする。

2 6 - 8 - 5 施工

(1) 基礎

立入防止柵基礎の施工及び出来形管理は、以下のとおり適切に施工しなければならない。

- 1) 基礎杭の施工にあたり、地盤内の礫の存在またはその他現地状況により設計図書に示す根入れ長の確保が困難であると判断した場合、受注者は速やかに監督員へ報告し、その措置について受注者と監督員とで協議を行うものとする。
- 2) 鋼管杭基礎の施工にあたり、根入れ長の出来形については防護柵施工管理要領（平成28年8月）6. 現場の検査（1）土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長の確認（試験）方法に準じるものとし、その具体的な方法について、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。なお、非破壊検査による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

(2) 間詰モルタル

間詰モルタルは、施工計画書に基づいて適切に施工を行うものとし、支柱建込み後に間詰モルタルの不具合が疑われる場合は、別途微破壊調査等による確認を行う場合がある。

26-8-6 品質管理

(1) 基礎

1) 鋼管杭基礎

鋼管杭基礎については、下表の基準に基づき品質管理を行う。

品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等	
			検査頻度	報告様式
材 料	一般構造用 炭素鋼管	STK400	JIS G 3444	(製品納入時) 同一種別・同一寸法規格 の材料ごとに 1回/50本 ^{注3)}
形状寸法	—	—	寸法検査	
外 観	—	—	目視検査	

【規定値】

- ・長さ：設計長以上
- ・外径：50mm未満 ±0.5%以内、50mm以上 ±1.0%以内
- ・外観：有害なキズ、ひび割れなどがあつてはならない

注1) J I S製品を使う場合は、長さ・外観検査・判定および所見が記入してあれば「管理様式－1」によらず製造工場の様式でもよい。また、製造工場のJ I S認可証の写しを添付するものとする。

注2) 使用材料の規格証明書等を添付するものとする。ただし、事前確認等で監督員の確認を得れば後日速やかに提出するものとする。

注3) 鋼管杭の寸法検査は、使用材料の搬入日ごとに監督員立会のもと行うものとし、出荷証明等により規格証明等とロットナンバーを照合するものとする。

(2) 間詰モルタル

間詰モルタルについては、下表の基準に基づき品質管理を行う。

品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等	
			検査頻度	報告様式
材 料	間詰モルタル	硬化後の圧縮強度試験 (材齢7日、28日) <small>注1), 注2), 注3)</small>	施工開始前 (確認試験)	NEXCO試験法315 (試験様式-345) 準用

【規定値】

- ・交通安全施設・交通管理施設標準図集に示す圧縮強度以上^{注1)}

注1) 間詰モルタルの配合・圧縮強度については、交通安全施設・交通管理施設標準図集に示すものとする。また、間詰モルタルの配合は施工計画書に明記し、施工開始前に強度の確認試験を行い、試験結果については監督員に提出するものとする。

注2) 上記確認試験により、仕様を満足する強度が得られたと確認された場合は、施工途中において圧縮強度試験による確認は省くことができるものとするが、別途監督員より指示があった場合は、その指示に従うものとする。

注3) 圧縮強度試験の供試体は、NEXCO試験方法第3編「コンクリート関係試験方法」試験法315に準じるものとし、材齢7日、28日の各々で3本ずつ計6本を作成するものとし、現地における自然養生によるものとする。

供試体の作成にあたっては監督員立会のもと行うものとし、施工計画書どおりの配合計量で供試体作成されているかの確認を行うものとする。

注4) 工場(配合)出荷のモルタルを使用する場合は、出荷日ごとの出荷証明等により配合割合を確認するものとする。

注5) 現場配合のモルタルを使用する場合は、中詰モルタル施工日の午前・午後各1回以上監督員が配合計量に立会い、施工の確認を行うものとする。

26-8-7 検査

(1) 立会検査の項目

監督員の立会を要する項目については、下表に示すとおりとする。

種別	立会検査項目		立会い検査	備考
鋼管杭	材料	鋼管	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	
	材料	間詰モルタル	○	
	出来形		○	
支柱・胴縁	材料	鋼材	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	
	出来形		○	
金網、鉄線、取付金具、ボルト・ナット	材料	金網、鉄線、取付金具、ボルト・ナット	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	

(2) 出来形基準

立入防止柵の出来形基準は、下表に示すとおりとする。

測定項目		規格値	測定頻度等	調書様式	備考
鋼管杭	間詰モルタル深さ(h)	設計値以上	1工区毎に施工本数の20% ^{注)1}	出来形 様式-1	
	鋼管根入れ深さ(h1)	設計値以上		出来形 様式-2	
支柱	支柱根入れ深さ(ho)	設計値以上	1工区毎に施工本数の20% ^{注)1}	出来形 様式-3	

注1) 非破壊検査による鋼管杭の根入れ長の出来形に関する検査を行う場合の頻度とする。

上記による鋼管杭の根入れ長の出来形に関する検査を行う場合、「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」(平成24年6月21日付国官技第65号)に準じて行うものとする。なお、これにより万が一、設計長以上の値が確認できない場合は、鋼管杭の堀出し等により確認を行うものとする。

根入れ長の確認は監督員立会のもと行うものとし、確認検査時期及び確認方法について、予め施工計画書に明記し監督員の確認を得るものとする。

ただし、監督員との協議によりビデオカメラによる記録を行う場合は「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」(平成24年6月21日付国官技第65号)に基づき管理を行うものとする。

(3) 施工途中段階における検査

間詰めモルタル深さや支柱の根入れ深さなど、立入防止柵完成後では出来形が確認できない部位については、可視状態で事前に検査を行い、対象部位の施工が完了した時点で出来形調書を作成し、検査を実施するものとする。

(4) 出来形調書の作成

受注者は、工事目的物の測定結果を出来形様式－1～3に従って作成し、監督員に提出する。

なお、本特記仕様書に定める様式では十分に成果および出来形を記録できない場合にあっては、適宜様式を定めて提出するものとする。

2 6 - 8 - 8 数量の検測

(1) 立入防止柵の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

(2) 立入防止柵の出入口の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

2 6 - 8 - 9 支払

立入防止柵の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 又は 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う立入防止柵の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。なお、本特記仕様書 2 6 - 8 - 6 「品質管理」及び 2 6 - 8 - 7 「検査」に要する増加費用については監督員と受注者とで協議し定めることができるものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
1 5 - (5)	立入防止柵	
	急傾斜型	m
	一般型積雪地用S3(3)	m
1 5 - (6)	立入防止柵の出入口	
	一般型積雪地用S3(3)	箇所

2 6 - 9 構造物等取壊し工

共通仕様書 1 8 - 1 2 「構造物等取壊し工」に次の各項目を追加する。

2 6 - 9 - 1 種別

構造物等取壊し工の種別は次のとおりとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>区分内容</u>
コンクリート構造物取壊し(T y p e A)	無筋 人力施工
コンクリート構造物取壊し(T y p e B)	有筋 人力施工

2 6 - 9 - 2 施工

廃材処理にあたっては、本特記仕様書 1 8 - 2 の規定に基づき、適切に行うものとする。

2 6 - 9 - 3 数量の検測

コンクリート構造物取壊しの数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

26-9-4 支払

共通仕様書18-12-5「支払」に下記を追加する。

<u>単価表の項目</u>		<u>検測の単位</u>
18-(17)	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し (Type A)	m 3
	コンクリート構造物取壊し (Type B)	m 3

26-10 交通規制工

26-10-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間	規制材保守を行う交通監視員の休憩時間帯における交代要員の有無
車線規制 L × N × M	東北自動車道 下り線 小坂IC～碇ヶ関IC	コンクリート吹付工	7:00～18:00 (8:00～17:00)	必要 (単価表の項目に含む)
車線規制 (昼夜連続) L × N × M × J	東北自動車道 下り線 十和田IC～小坂IC	グラウンドアンカー工・水抜きボーリング工	規制初日 7:00 (8:00) ～ 規制最終日 18:00 (17:00)	必要 (単価表の項目に含む)

※上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお、() 内は、交通規制内の施工可能時間を示す。

受注者は工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

26-10-2 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

26-10-3 夜間巡回

(1) 巡回内容

車線規制（昼夜間連続）を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌6時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。

なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員以外の人員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記（1）の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

（3）上記（1）及び（2）に要する費用は、交通規制の契約単価に含むものとし、別途検測は行わないものとする。

26-10-4 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図書に示すとおりとする。

26-10-5 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

26-10-6 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-(1) 交通規制工 車線規制（昼夜連続）L×N×M×J	回

注) Jは、昼夜連続規制の実施夜間日数を示す。

26-11 交通保安要員

26-11-1 種別

共通仕様書19-4-2「種別」に規定する配置場所、配置人数、配置時間及び期間については下表のとおりとする。

単価表の項目	配置場所		配置人数	交代要員	配置時間	配置期間
交通監視員A	東北自動車道 下り線 小坂IC～碇ヶ関IC	交通規制の工事施工箇所	1人	無	8:00 ～ 17:00	交通規制実施の都度
	東北自動車道 下り線 十和田IC～小坂IC	交通規制の工事施工箇所	1人	無	8:00 ～ 17:00	交通規制実施の都度

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

26-11-2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2 6 - 1 1 - 3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 6 - 1 1 - 4 支払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
1 9 - (2)	交通保安要員
	交通監視員 A 人・日

2 6 - 1 2 立入防止柵撤去工

2 6 - 1 2 - 1 定義

立入防止柵撤去工とは損傷した既設の立入防止柵（有刺鉄線タイプ）の撤去・運搬を行うことをいう。

2 6 - 1 2 - 2 種別

立入防止柵撤去工の単価の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	内 容
B 1	既設の立入防止柵（有刺鉄線タイプ）を撤去するもの。

2 6 - 1 2 - 3 施工

立入防止柵撤去工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従いコンクリート基礎と鋼材に分割し、コンクリート（無筋）は、本特記仕様書 1 8 - 2 「建設副産物の処理方法」に基づき、行うものとする。鋼材は、本特記仕様書 1 5 - 1 の引渡場所に集積するものとする。

2 6 - 1 2 - 4 数量の検測

立入防止柵撤去工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 6 - 1 2 - 5 支払

立入防止柵撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う立入防止柵撤去工の発生材の撤去・集積、コンクリート基礎処理等の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するため必要な費用で、諸経費に含まれるもの除去全ての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特 - (1) 立入防止柵撤去工	m

2 6 - 1 3 小動物侵入対策工

2 6 - 1 3 - 1 定義

小動物侵入対策工とは、立入防止柵に取り付けることにより用地外から高速道路区域内への小動物の侵入を防止するものをいう。

2 6 - 1 3 - 2 材料

小動物侵入対策工に用いる材料については、設計図書によるものとする。

2 6 - 1 3 - 3 施工

小動物侵入対策工の施工は、立入防止柵に損傷を与えないよう丁寧に行うとともに、強固に取り付けるものとする。

2 6 - 1 3 - 4 数量の検測

小動物侵入対策工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 6 - 1 3 - 5 支払

小動物侵入対策工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う小動物侵入対策工に要する材料・労力・機械器具費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (2)	小動物侵入対策工	
	小動物侵入対策工	m

2 6 - 1 4 のり面検査路工

2 6 - 1 4 - 1 定義

のり面検査路工とは、のり面点検を行うための手摺及び階段を設置するものをいう。

2 6 - 1 4 - 2 種別

のり面検査路工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目		区分内容
手摺工	A - 1	手摺支柱長さ:1,300 mm、手摺間隔:2,000 mm
	B - 1	手摺支柱長さ:1,700 mm、手摺間隔:2,000 mm
階段工	A	傾斜 25 度用階段
	B	傾斜 10 度以下用階段

2 6 - 1 4 - 3 材料

手摺及び階段の材料は、設計図書によるものとする。

2 6 - 1 4 - 4 防鏽処理

手摺工に使用する材料は、設計図書に示す規格に適合するものとする。

2 6 - 1 4 - 5 施工

(1) 基礎

手摺工の施工及び出来形管理は、以下のとおり適切に施工しなければならない。

- 1) 基礎杭の施工にあたり、地盤内の礫の存在またはその他現地状況により設計図書に示す根入れ長の確保が困難であると判断した場合、受注者は速やかに監督員へ報告し、その措置について受注者と監督員とで協議を行うものとする。

2) 鋼管杭基礎の施工にあたり、根入れ長の出来形については防護柵施工管理要領（平成28年8月）6. 現場の検査（1）土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長の確認（試験）方法に準じるものとし、その具体的な方法について、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。なお、非破壊検査による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

(2) 間詰モルタル

間詰モルタルは、施工計画書に基づいて適切に施工を行うものとし、支柱建込み後に間詰モルタルの不具合が疑われる場合は、別途微破壊調査等による確認を行う場合がある。

26-14-6 品質管理

(1) 基礎

1) 鋼管杭基礎

鋼管杭基礎については、下表の基準に基づき品質管理を行う。

品質管理項目	種別・記号		品質管理方法	検査等	
				検査頻度	報告様式
材 料	一般構造用 炭素鋼管	STK400	JIS G 3444	(製品納入時) 同一種別・同一寸法規格 の材料ごとに 1回/50本 ^{注3)}	管理様式-1 <small>注1), 注2)</small>
形状寸法	—	—	寸法検査		
外 観	—	—	目視検査		

【規定値】

- ・長さ：設計長以上
- ・外径：50mm未満 ±0.5%以内、50mm以上 ±1.0%以内
- ・外観：有害なキズ、ひび割れなどがあつてはならない

注1) J I S 製品を使う場合は、長さ・外観検査・判定および所見が記入してあれば「管理様式-1」によらず製造工場の様式でもよい。また、製造工場のJ I S認可証の写しを添付するものとする。

注2) 使用材料の規格証明書等を添付するものとする。ただし、事前確認等で監督員の確認を得れば後日速やかに提出するものとする。

注3) 鋼管杭の寸法検査は、使用材料の搬入日ごとに監督員立会のもと行うものとし、出荷証明等により規格証明等とロットナンバーを照合するものとする。

(2) 間詰モルタル

間詰モルタルについては、下表の基準に基づき品質管理を行う。

品質管理項目	種別・記号	品質管理方法	検査等	
			検査頻度	報告様式
材 料	間詰モルタル	硬化後の圧縮強度試験 (材齢7日、28日) <small>注1), 注2), 注3)</small>	施工開始前 (確認試験)	NEXCO試験法315 (試験様式-345) 準用

【規定値】

- ・交通安全施設・交通管理施設標準図集に示す圧縮強度以上^{注1)}

注1) 間詰モルタルの配合・圧縮強度については、交通安全施設・交通管理施設標準図集に示すものとする。また、間詰モルタルの配合は施工計画書に明記し、施工開始前に強度の確

認試験を行い、試験結果については監督員に提出するものとする。

注 2) 上記確認試験により、仕様を満足する強度が得られたと確認された場合は、施工途中において圧縮強度試験による確認は省くことができるものとするが、別途監督員より指示があった場合は、その指示に従うものとする。

注 3) 圧縮強度試験の供試体は、N E X C O 試験方法第 3 編「コンクリート関係試験方法」試験法 315 に準じるものとし、材齢 7 日、28 日の各々で 3 本ずつ計 6 本を作成するものとし、現地における自然養生によるものとする。

供試体の作成にあたっては監督員立会のもと行うものとし、施工計画書どおりの配合計量で供試体作成されているかの確認を行うものとする。

注 4) 工場（配合）出荷のモルタルを使用する場合は、出荷日ごとの出荷証明等により配合割合を確認するものとする。

注 5) 現場配合のモルタルを使用する場合は、中詰モルタル施工日の午前・午後各 1 回以上監督員が配合計量に立会い、施工の確認を行うものとする。

26-14-7 検査

(1) 立会検査の項目

監督員の立会を要する項目については、下表に示すとおりとする。

種 別	立会検査項目		立会い検査	備 考
鋼管杭	材料	鋼管	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	
	材料	間詰モルタル	○	
	出来形		○	
支柱	材料	鋼材	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	
	出来形		○	
ボルト・ナット	材料	ボルト・ナット	—	
	形状・寸法		○	
	外観		○	

(2) 出来形基準

手摺工の出来形基準は、下表に示すとおりとする。

測定項目	規格値	測定頻度等	調書様式	備考
鋼管杭	間詰モルタル深さ (h)	設計値以上	1 工区毎に 施工本数の 20% ^{注)1}	出来形 様式-1
	鋼管根入れ深さ (h1)	設計値以上		出来形 様式-2
支柱	支柱根入れ深さ (ho)	設計値以上	1 工区毎に 施工本数の 20% ^{注)1}	出来形 様式-3

注 1) 非破壊検査による鋼管杭の根入れ長の出来形に関する検査を行う場合の頻度とする。

上記による鋼管杭の根入れ長の出来形に関する検査を行う場合、「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」（平成 24 年 6 月 21 日付国官技第 65 号）に準じて行うものとする。なお、これにより万が一、設計長以上の値が確認できない場合は、鋼管

杭の堀出し等により確認を行うものとする。

根入れ長の確認は監督員立会のもと行うものとし、確認検査時期及び確認方法については、予め施工計画書に明記し監督員の確認を得るものとする。

ただし、監督員との協議によりビデオカメラによる記録を行う場合は「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」（平成24年6月21日付国官技第65号）に基づき管理を行うものとする。

（3）施工途中段階における検査

間詰めモルタル深さや支柱の根入れ深さなど、手摺工完成後では出来形が確認できない部位については、可視状態で事前に検査を行い、対象部位の施工が完了した時点で出来形調書を作成し、検査を実施するものとする。

（4）出来形調書の作成

受注者は、工事目的物の測定結果を出来形様式－1～3に従って作成し、監督員に提出する。

なお、本特記仕様書に定める様式では十分に成果および出来形を記録できない場合にあっては、適宜様式を定めて提出するものとする。

26-14-8 数量の検測

のり面検査路工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

26-14-9 支払

のり面検査路工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う手摺設置、階段の据え付け等手摺工、階段工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特－（3）	のり面検査路工	
	手摺工 A－1	m
	手摺工 B－1	m
	階段工 A	m
	階段工 B	m

2 6 - 1 5 のり面堆積物撤去工

2 6 - 1 5 - 1 定義

のり面堆積物撤去工とは、盛土のり面や小段排水溝に堆積している土砂を取り除き、自工区外盛土場へ運搬し盛土することをいう。また、堆積物撤去後はのり面の整形を行うことをいう。

2 6 - 1 5 - 2 種別

のり面堆積物撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	
	種別	運搬先
土砂	土砂	自工区外盛土場

土砂の撤去にあたり、流木や道路付属物等の異物が混存されている場合の仕分け・処理費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 6 - 1 5 - 3 施工

- (1) 土砂の積込みは小型バックホウ (0.2m³相当) で行い、運搬はモノレール及び不整地運搬車 (2.5 t 相当) で行うものとする。
- (2) のり面整形はのり面上部、下部についてはそれぞれ小型バックホウ、中間部については人力施工にて行うものとし、土砂の撤去と同時に行うものとする。
- (3) 自工区外盛土場への運搬は重機進入路を整備して行うものとし、盛土完成後は重機進入路を原状復旧するものとする。
- (4) 自工区外盛土場の盛土高さは、現地盤より 1.5m 以内とし盛土全体にわたって均等に締め固めるものとする。
- (5) のり尻部等に設置されている土のうは撤去するものとする。

2 6 - 1 5 - 4 数量の検測

のり面堆積物撤去工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

2 6 - 1 5 - 5 支払

のり面堆積物撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。

のり面堆積物撤去工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面・小段排水溝の土砂撤去、のり面整形、重機進入路の整備、土砂運搬、盛土造成、重機進入路の原状復旧、土のうの撤去・処分等のり面堆積物撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (4)	のり面堆積物撤去工 土砂	m ³

2 6 - 1 6 集水ます補修工

2 6 - 1 6 - 1 定義

集水ます補修工とは、損傷した集水ますについて新たにコンクリート打設を行うものをいう。

2 6 - 1 6 - 2 材料

材料については、共通仕様書 5-4-1 「材料」によるものとする。

2 6 - 1 6 - 3 施工

損傷断面を粗面処理し、差し筋を施工してコンクリートを打設するものとする。なお、損傷部の取り除きについては、本特記仕様書 2 6 - 9 「構造物等取壊し工」により計上するものとする。

2 6 - 1 6 - 4 数量の検測

集水ます補修工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする

2 6 - 1 6 - 5 支払

集水ます補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。

集水ます補修工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、接続部仕上げ、型枠、鉄筋、コンクリート打設等集水ます補修工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (5)	集水ます補修工	
	集水ます補修工	箇所

2 6 - 1 7 立木伐採工

2 6 - 1 7 - 1 定義

立木伐採工とは、自工区外盛土場において、盛土造成及び重機進入路整備で支障となる立木を伐採するものをいう。

2 6 - 1 7 - 2 施工

伐採した樹木は、3m程度に切断し、監督員の指示に従って自工区外盛土場の盛土造成箇所の端部で比較的平坦部に適切に積上げるものとする。

2 6 - 1 7 - 3 数量の検測

立木伐採工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

2 6 - 1 7 - 4 支払

立木伐採工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たり契約単価でとする。

この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う立木の伐採、積み上げ等立木伐採工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (6)	立木伐採工	
	立木伐採工	本

26-18 防草シート工

26-18-1 定義

防草シート工とは、のり面の雑草防止を目的としたシートを張り付けるものをいう。

26-18-2 材料

防草シートの材料は下表のとおりとする。

項目	品質規格
材質	ポリエステル短纖維不織布+オレフィン系遮水シート
厚さ	2.5 mm以上
重量	850g/m ²
色目	濃緑色
遮光率	100%
透水係数	0cm/sec
難燃性	エアーミックスバーナー法による消防法規格値を満足する
アンカーピン	D10×400 mm
PE ワッシャー	φ 60

26-18-3 施工

防草シートの施工は、以下のとおり適切に施工しなければならない。

- 1) 防草シートを敷設する際は、施工範囲の草木を除去し、シート敷設面の整正をするものとする。
- 2) 手摺工の支柱周りは隙間が生じないようにする。
- 3) シート同士の継目は、10cm 以上の重ねを行うものとする

26-18-4 数量の検測

防草シート工の数量検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

26-18-5 支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う草類の刈払い、伐採、防草シートの敷設の施工に要する材料・労力・機械器具費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (7)	防草シート工	
	防草シート工	m ²

26-19 撤去工

26-19-1 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、応急復旧材及び既設構造物を撤去することをう。

26-19-2 種別

撤去工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	種 別	備 考
撤去工 仮排水管 A	既設排水管（Φ250 合成樹脂管）の撤去、運搬、処分を行うもの。	1工区
撤去工 仮排水管 B	既設排水管（Φ250 塩ビ管）の撤去、運搬、処分を行うもの。	1工区
撤去工 コンクリートキャンバス	既設コンクリートキャンバスの撤去、運搬、処分を行うもの。	1工区
撤去工 落石防護網	既設落石防護網の撤去、引渡場所での集積を行うもの。	3工区
撤去工 既設アンカー頭部	既設アンカーの頭部保護コンクリートの撤去、運搬、処分及びアンカー頭部の撤去、引渡場所での集積を行うもの。	3工区

26-19-3 施工

撤去工の施工は既設構造物を損傷しないように慎重に行うものとし、必要があると認められた場合には、養生を行うものとする。また本工事において受注者の明かな過失により損傷を与えた場合には、受注者の責において補修を行うものとする。また既設アンカー頭部撤去については、グラウンドアンカーの除荷を行った後に頭部を切断・除去し、頭部撤去後の孔はモルタルにて充填するものとする。

尚、発生する建設副産物については、本特記仕様書18-2「建設副産物の処理方法」に基づき、処理を行うものとする。

26-19-4 数量の検測

撤去工の数量検測は、設計数量（m、 m²、 本）で行うものとする。

26-19-5 支払

撤去工 仮排水管A・B、コンクリートキャンバスは前項に従って検測された数量に対し、1m又は1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設物の撤去、処分場までの運搬、処分等撤去工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除外するすべての費用を含むものとする。

撤去工 落石防護網、既設アンカー頭部は前項に従って検測された数量に対し、1m²又は1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設アンカーの撤去、引渡場所での集積及び既設アンカー頭部保護コンクリートの撤去、処分場までの運搬、コンクリートの処分等撤去工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除外するすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (8) 撤去工	
仮排水管 A	m
仮排水管 B	m
コンクリートキャンバス	m^2
落石防護網	m^2
既設アンカー頭部	本

26-20 仮設防護柵工

26-20-1 定義

仮設防護柵とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵の設置及び撤去を行うことをいう。

26-20-2 種別

仮設防護柵工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>種 別</u>	<u>備 考</u>
仮設防護柵工 A	車線規制（昼夜連続規制）における、工事施工箇所への車両等の追突防止のために、仮設防護柵を設置するものをいう。	3工区

26-20-3 材料

仮設防護柵に用いる仮設材は、本特記仕様書5-1「対象となる資材等」によるものとする。

26-20-4 施工

仮設防護柵の設置及び撤去は、通行車両等の安全に対し細心の注意を払い、行わなければならぬ。

26-20-5 数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。

26-20-6 支払

仮設防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の供用日数損料及び設置、撤去に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (9) 仮設防護柵工	m

26-21 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

割掛け対象表の項目名称	工事の内容
仮設モノレール工費 A	コンクリート吹付工及び切土補強土工の施工にて使用する資材・機材等の運搬に要する費用をいう。
仮設モノレール工費 B	のり面堆積物撤去工の施工にて、土砂の運搬に要する費用をいう。
切土補強土工足場工費 A	切土補強土工（E断面）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
切土補強土工足場工費 B	切土補強土工（D断面）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
切土補強土工足場工費 C	切土補強土工（A断面）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
水抜きボーリング工足場工費	水抜きボーリング工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
グラウンドアンカー工足場工費 A	グラウンドアンカー工（2段目）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
グラウンドアンカー工足場工費 B	グラウンドアンカー工（3段目）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
アンカー工設計確認試験費	のり面アンカー工の設計確認試験に要する費用をいう。

26-22 路上作業安全講習に関する事項

26-22-1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

26-22-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講 師 株ネクスコ・パトロール東北 社員
- (3) 費 用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあっては、1回受講
- (7) 内 容

項目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心得、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5 時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷下ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1.0 時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で 3.0 時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書 1-25-1 (5) に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含めないものとする。

26-22-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入り口を監視する者（交通監視員）
- (3) 主任（監理）技術者
- (4) 保全安全管理者

26-22-4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員に提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

26-22-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

26-22-6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たり契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (10)	路上作業安全講習	
	路上作業安全講習	回

2.7. 補足事項

2.7-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

- (1) 現地状況により、撤去工を追加する場合がある。

2.7-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書1-5.1-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和6年7月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-15）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

2.7-3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2.7-4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

2.7-5 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-3.0 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目	費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
	宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
	労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給
	小計		
合計			

以上

監督員

殷

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工期

4. 協議額 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以上

様式-2 別添

変更間接工事費計画書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額	(円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用				
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用				
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）				
	小計						
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当				
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給				
	小計						
合計							

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式-3

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

標記工事について、工法変更指示書No. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以上

様式-4 別添

材料調達変更計画書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以 上

様式-6

年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
○○管理事務所長

殿

会社名 ○○株式会社
代表者 ○○ ○○

不動産貸付申請書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

特記仕様書○-○の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、
申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以上

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

取得報告書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

標記について、下記のとおり現場閉所の実績を報告します。

項目	内容	日数	備考
対象期間	① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日	日間	
	② 年末年始（12/29～1/3）及び夏季休暇（3日）の期間	日間	
	③ 工事一時中止により工事全体を中止する機関	日間	
	④ 工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤ その他対象外となる期間	日間	
	対象期間（A）=①-②-③-④-⑤	日間	
現場閉所日	⑥ 土曜・日曜・祝日、長期休暇（ゴールデン ウィーク等）に現場閉所を実施した日数 ※上記②～⑤を除く	日間	
	⑦ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②～⑥を除く	日間	
	現場閉所日数（B）=⑥+⑦	日間	
現場閉所率	現場閉所率=B/A	%	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

様式-8

工事費構成内訳書

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
単価表の合計金額	式	1	0	
諸経費①	式	1	0	
諸経費②	式	1	0	
工事価格			0	
消費税相当額	式	1	0	
工事費計			0	
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額			0	

※必要に応じて法定福利費の算出根拠を添付すること。

※諸経費は該当する項目のみ記入すること。

※施設工事の場合は、「単価表の合計金額」を「直接工事費」とすること。

工程表

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

年　月　日

東北支社 青森管理事務所

(前月まで)

期間	累計実績 (%)
11	11
23	23
50	50
100	100

(線路上に計画出来高 (%))

(今月分)

受注者 ○○株式会社

工事区間

工期

自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP)

自) 年 月 目

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP)

至) 年 月 日 (〇〇〇日)

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

契約金額

自) 年 月 日

工期 (○○○日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雜工							
後片付け							
全体							

残存物件引渡書

1. 工事名 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

2. 工事等場所

3. 引渡年月日

4. 発生原因

5. 品名及び数量

品名	材質（規格等）	概算数量 (本・kg・m)	摘要
合計			

以上のとおり残存物件が発生したので引渡します。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

印

1. 原因別に一葉づつ作成する。

2. 写真を添付する

年　月　日

○○リサイクルセンター○○工場
管 理 責 任 者 ○○○○ 殿

会社名 ○○株式会社
現場代理人 ○○○○

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 発注者： 東日本高速道路(株) 東北支社 青森管理事務所

4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定期

5. 情報の提供時期

別紙様式により上記使用予定期の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供を
お願いします。

6. 情報提供先及び連絡先

会社名：

TEL:

FAX :

担当：

以上

(別記様式)

宛先：○○株式会社

○○リサイクルセンター ○○工場
担当者：○○ ○○

再生資材の供給可能量の情報提供について (○月○日現在)

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量 (m ³)	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			

添付資料 品質証明書

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
 現場代理人 ○○ ○○

再生資材供給可能量報告書

工事名 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

使用時期	利用用途	使用数量 (m ³)	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	—	×	

× : 要求される品質が確保されない場合

— : 供給不可の場合

樣式-14

年 月 日

監督員

殷

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿 (〇年〇月分)

工事名 東北自動車道 小坂地区のり面補強工事

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。

※不必要的な文字は消して使用すること。

監督員

殿受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路(株) 東北支社		
工事件名	東北自動車道 小坂地区のり面補強工事		
No.	工種名	工事情報 (テーブル名)	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

東北自動車道 小坂地区のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

○○自動車道 ○○工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱○○支社○○○○事務所長（以下「発注者」という。）と○○建設㈱（以下「施工者」という。）及び○○コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員によりを行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱○○工事事務所に置き○○課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関する疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) ○○○橋の下部工設計及びP○橋脚の掘削斜面安定対策

2) ○○トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ...

2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
- 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関する責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
- 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
- 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者

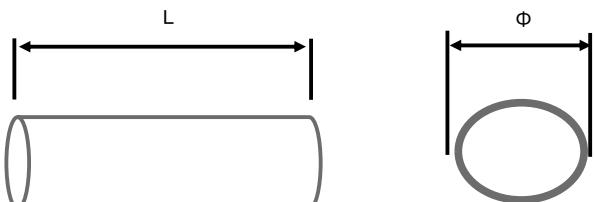
施工者

設計者

管理様式-1

钢管杭基礎調査 钢管杭基礎搬入時の検査報告書						監督員		現場代理人			
工事名				事務所名							
対象構造物				受注者名							
钢管杭納入時検査											
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
測点	項目		工場検査値	実測値	誤差	測点	項目		工場検査値	実測値	誤差
寸法検査	長さ L						長さ L				
	外径	管径 Φ					外径	管径 Φ			
外観検査	良・否										
所見											

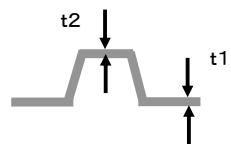
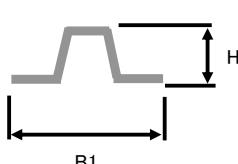
※外観検査:著しい欠損またはひび割れなどを指す。



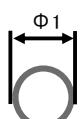
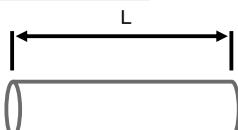
管理樣式-2

※下の図は参考例

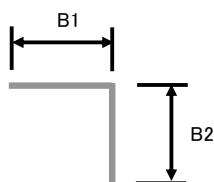
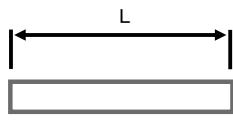
支柱(非積雪地用)



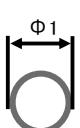
支柱(積雪地用)



胴縁(非積雪地用)

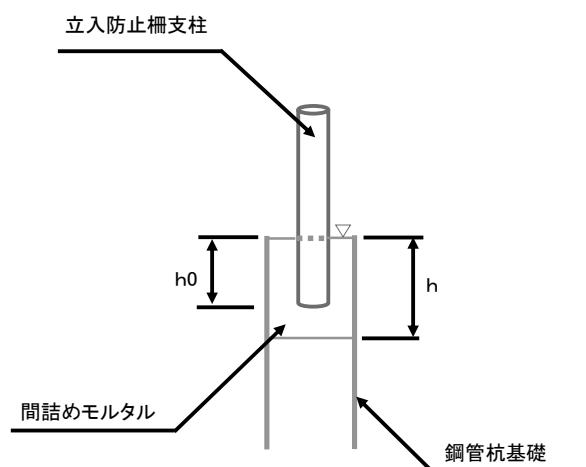


胴縁(積雪地用)

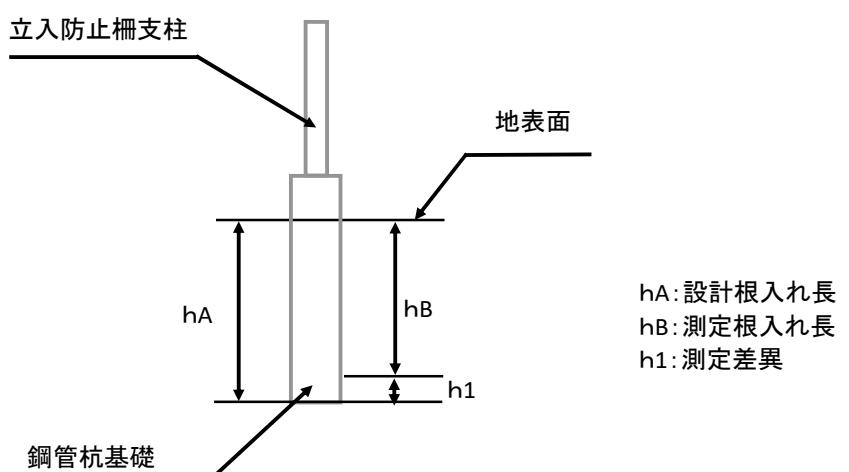


出来形様式-1

鋼管杭基礎調書



出来形様式-2



出来形様式-3

支柱据付調書

